

社会福祉法人朝日福社会

役員の報酬及び日当に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人朝日福社会の役員の報酬及び日当について定める。

(定義)

第2条 この定義でいう役員とは次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 評議員
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員会（以下「委員会」）における委員
- (5) 理事会または評議員会等に理事会が出席を求めた者（第三者委員等）

(報酬等)

第3条 役員に対して、定款 第8条1項および21条第1項に基づき報酬は支給しないこととし、役員が理事会または評議員会等に出席した場合は、日当として日額2,000円を支給する。

第4条 この規定は、園長等法人の常勤の職員を兼ねる役員には適用しない。

附 則 この規程は、評議員会議決の日（平成29年6月16日議決）から施行し、平成29年4月1日から適用する。